

京都市告示第 71 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等の一部を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 22 年 4 月 16 日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	銀閣寺水0005号	左京区銀閣寺前町12番地地先 同上	点
2	上高野水0120号	左京区上高野小野町3番地の5地先 同上	点
3	吉祥院水0030号	南区吉祥院石原開町1番地の2地先 同町7番地の1地先	点
4	吉祥院水0031号	南区吉祥院石原開町41番地の1地先 同町40番地地先	点
5	西京極水0060号	右京区西京極火打畑町4番地の2地先 同上	点
6	龍安寺水0009号	右京区龍安寺御陵ノ下町11番地の1地先 同町2番地の3地先	点

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	廃止する起点 廃止する終点
1	上高野水0069号	左京区上高野小野町2番地地先 同町3番地の5地先

(建設局土木管理部道路明示課)